

吹田民主商工会 いんぷお めくしよん

猛暑のなか、拡大統一行動で成果

7月22日(日)朝9時30分、民商会館集合で拡大統一行動を行いました。役員・事務局総勢13名の参加です。



月田副会長、坪井さん、井上さんの組は元会員さんを訪問して成果を上げました。元会員さんは廃業していましたが、役員さんの熱心なお話で、引き続き民商とのつながりを持つため、商工新聞を購読することになりました。商工新聞は、民商の情報が満載されているので、大事にしているようです。拡大統一行動の行動途中、片山支部の田原支部長と連絡を取り、さっそく田原さんは動いて読者を拡大しました。

岡崎副会長、桑島副会長、事務局の組は岡崎さんの吹田市内の知人を訪ねました。岡崎さんは商工新聞の紙面を広

税務署による「資料せん」の提出依頼

吹田税務署より「売上、仕入、費用及びリベートなどに関する資料の提出方の依頼について」と表題された文書が届いたと相談が増えています。これは事業の取引について伝票のようなものに記載を求め「資料せん」の提出を依頼するものです。提出された「資料せん」は文面に「適正・公平な課税の実現のため、各種資料情報の収集に努めて」と記載されているとおり、KSKシステム(国税総合管理システム)に入力され、全国

の税務署で税務調査の選定や申告内容との照合などに使われていると言われています。文書の最下部に「赤枠の部分」には「この依頼は、皆様のご理解とご協力により任意の提出をお願いするものです。」とされています。提出義務はなく、提出しないことによる罰則もありません。提出「する」か「しない」かは各納税者の判断です。落ち着いて判断してください。

この依頼は、皆様のご理解とご協力により任意の提出をお願いするものです。なお、この提出の依頼に関する責任者は、表紙の税務署長です。

所在地(住所) 平成30年 7月17日

名称(氏名) 吹田 税務署長

税務署長の名前の記載及び筆跡の類は必ず書き添えてください

売上、仕入、費用及びリベート等に関する資料の提出方の依頼について

税務行政につきましては、日頃からご協力をいただき厚くお礼申し上げます。さて、税務署におきましては適正・公平な課税の実現のため、各種の資料情報の収集に努めております。つきましては、ご多忙中お手数ですが、貴社(あなた)の平成29年7月から平成29年12月までの取引等について、下記の資料を同封の「記載要領」により作成の上、「一般収集資料せん合計表」とともに、来る8月17日までに提出いただきますようご協力をお願いいたします。なお、提出する資料がない場合には、お手数でも簡易書にその旨をご記入の上、合計表のみ提出いただきますようお願いいたします。また、用紙が不足する場合がございます。当番(電話 06(6330)3911 内線 512番)の管理運営担当までお問い合わせください。貴社において事務処理にコンピュータを導入されている場合には、資料の記入に代えて、光ディスク等による提出方法もございます。

次の「取引区分」欄のうち、*印で表示されている取引等について資料を作成してください。

取引区分	作成範囲	使用する資料せん
売上(収入)・商品処分収入	一回の決済金額が10万円以上であるか、又は	売上資料せん(用紙は共通形式となつていすので、左の項目を資料せんの欄に*印で表示してください。)
仕入(材料費を含む)	期間中の取引(決済)金額が10万円以上であるもの	仕入資料せん(用紙は共通形式となつていすので、左の項目を資料せんの欄に*印で表示してください。)
国外注費 □印刷製本費 □仲介手数料 □印刷製本費 □接交際費 □広告宣伝費 □不動産賃借料 □運賃・工賃 □送料 □送料 □その他	期間中の取引(決済)金額が5万円以上であるもの (接交際費については、期間中の取引(決済)金額が5万円以上であるもの)	費用資料せん(用紙は共通形式となつていすので、左の項目を資料せんの欄に*印で表示してください。)
支払リベート	期間中の取引(確定)金額が5万円以上であるもの	支払リベート資料せん

(ご注意)
1. 売上に係る資料は、個人の手帳について作成してください。(一般家庭に対するものは除く。)
2. 仕入に係る資料は、個人の手帳について作成してください。
3. 費用・リベートに関する資料は、個人の手帳について作成してください。
(1) 経理部門からの支払のみではなく、他の部門が支払ったものについても作成してください。
(2) 接交費は、ペーパー、キヤンペー、料理店等への支払等を、また、外注費、消耗品費については、通常の消耗品とは別添付原簿に記される外注費、消耗品費の支払等についても資料を作成してください。
4. 資料せんを提出していただく際は、同封の返信用封筒を御利用ください。

この依頼は、皆様のご理解とご協力により任意の提出をお願いするものです。なお、この提出の依頼に関する責任者は、表紙の税務署長です。

吹田市川園町20-1
TEL (06) 6383-2211
FAX (06) 6382-8190
http://www.suita-minshou.com
suta-ms@jasmine.ocn.ne.jp

毎週木曜日の
昼2時・夜7時
なんでも相談会

げ、基地なき経済発展をめざす沖繩行動での太田全商連会長のあいさつを紹介しながら購読を呼びかけました。大いに関心を示して即決で購読することになりました。工藤会長、村山さんの組は、千里丘支部の元会員さんに連絡を入れました。元会員さんの近況を聞きながら購読を訴えました。元会員さんは親しい呼びかけに応えるように、読者になってもらいました。午後から行動した北山さんは、岡崎さんと一緒に北山さんのつながりを生かして2名の読者を拡大しました。さらに工藤会長は直筆の拡大・署名訴えの文書を作成し、訪問した役員・会員に手渡し、熱く拡大・署名をお願いしました。

この日一日の行動は、訪問48名、対話26名、商工新聞読者拡大7名の成果を上げることができました。この間の2名の成果と合わせて到達は読者拡大9名となりました。まとめ会議では、7月目標10名まであと1名となり、何としてもやり遂げようと決意を固めました。

現役の高齢中小業者は自己負担3割!?

後期高齢者医療基準収入額適用申請書の記入について会員さんから相談がありました。後期高齢者医療制度の加入者は病院での窓口負担は原則1割となります。ただし、現役並みの所得がある方は3割負担となります。現役並み所得者とは、70歳以上の被保険者で市町村民税の課税所得が145万円以上の方です。ただし、①二人以上の被保険者全員の収入合計が520万円未満 ②一人の場合収入合計が383万円未満の方は、「後期高齢者医療基準収入額適用申請書」を申請すれば1割負担となります。

しかし自営業者の場合、所得税法上の収入として「売上が適用されることとされています。これでは所得が基準を超えていればほとんどの自営業者が窓口負担3割となってしまうのです。医療費が過酷な負担となってしまうのではないのでしょうか。現役で頑張る高齢の中小業者の暮らしと営業を大事にする国や府の施策が求められています。

後期高齢者医療基準収入額適用申請書

大阪府後期高齢者医療広域連合長 宛
下記のとおり、関係書類を添えて後期高齢者医療の負担区分判定に係る収入額を申請します。
平成 年 月 日

住所 申請者 氏名 電話番号

被保険者番号	収入	判定
照入番号		
フリガナ		
氏名		
生年月日		
公的年金 (老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職給付年金、遺族厚生年金)	(所得) 円 収入 円	(所得) 0円 収入 円
給与 (パート収入等含む)	(所得) 0円 収入 円	(所得) 0円 収入 円
その他収入 (不動産、営業、配当等)	(所得) 円 収入 円	(所得) 0円 収入 円
合計	円	円
判定	収入の世帯合計	基準収入額 383万円未満 520万円未満

【注意事項】
市町村民税が課税されているかどうかを、ご本人及び同居世帯におられる後期高齢者医療の被保険者の方、その他の収入額を公的年金(老齢年金)以外の収入に含めてご記入ください。
※なお、世帯に本人以外の後期高齢者医療の被保険者の方がいない場合であって70歳から74歳の方が世帯内にいる場合には、70歳から74歳の方についても記入してください。
収入額はすべてご記入ください。ただし、退職金及び公租公課の対象とならない収入(障がい又は遺族に係る年金・恩給等、戦没者等の遺族に対する特別恩給金、児童手当・児童扶養手当等、災害恩給金等)は除きます。
公的年金等源泉徴収票、給与源泉徴収票、確定申告書の写し、公的年金及び給与収入額が確認できる所得(課税)証明書等(コピー)を添付してください。
ただし、平成29年1月1日において吹田市に住民登録をしていて公庫等により収入の額が確認できる場合については、前記書類は不要です。

収入額を確認できる書類を添付することができないため、私及び私以外の世帯の者の確定申告書の写しを、国民健康保険室にて確認することを承諾します。 氏名

お買い物は地元市場商店街で、商工業者の繁栄は市民ととも!